

議案第19号

平成23年度鳥取県一般会計補正予算

平成23年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,629,807千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342,390,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成23年9月27日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		千円 43,055,665	千円 4,020,121	千円 47,075,786
	1 国庫負担金	15,685,634	2,378,522	18,064,156
	2 国庫補助金	26,434,226	1,638,374	28,072,600
	3 委託金	935,805	3,225	939,030
12 繰入金		26,837,764	19,310	26,857,074
	2 基金繰入金	26,615,930	19,310	26,635,240
13 繰越金		507,756	840,376	1,348,132
	1 繰越金	507,756	840,376	1,348,132
15 県 債		52,777,000	1,750,000	54,527,000
	1 県 債	52,777,000	1,750,000	54,527,000
歳 入 合 計		335,761,114	6,629,807	342,390,921

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 労 働 費		千円 8,719,500	千円 11,958	千円 8,731,458
	1 労 政 費	7,881,234	8,733	7,889,967
	2 職 業 訓 練 費	744,635	3,225	747,860
6 農 林 水 産 業 費		25,779,875	104,095	25,883,970
	1 農 業 費	5,774,388	15,215	5,789,603
	2 畜 産 業 費	1,460,648	27,380	1,488,028
	4 林 業 費	8,624,268	60,000	8,684,268
	5 水 産 業 費	2,025,318	1,500	2,026,818
7 商 工 費		11,493,067	38,934	11,532,001
	1 商 業 費	4,799,029	10,875	4,809,904
	2 工 鉱 業 費	5,570,814	25,000	5,595,814
	3 観 光 費	1,123,224	3,059	1,126,283
8 土 木 費		43,869,926	723,251	44,593,177
	2 道 路 橋 り よ う 費	21,342,539	115,000	21,457,539
	3 河 川 海 岸 費	11,826,163	578,651	12,404,814
	4 港 湾 費	3,651,773	29,600	3,681,373
11 災 害 復 旧 費		5,023,298	5,751,569	10,774,867
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,292,180	1,507,239	2,799,419
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,731,118	4,244,330	7,975,448
歳 出 合 計		335,761,114	6,629,807	342,390,921

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
工業団地再整備事業補助	平成24年度	千円 150,000

変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
中高年者就業支援事業費	平成24年度から平成25年度まで	千円 55,486	中高年者就業支援事業費	平成24年度から平成25年度まで	千円 68,585
専門的技術者等正規雇用促進事業補助	平成24年度	補助金総額14,400千円を限度として、平成23年度に交付決定した額から平成23年度に交付した額を差し引いた額	専門的技術者等正規雇用促進事業補助	平成24年度	補助金総額28,800千円を限度として、平成23年度に交付決定した額から平成23年度に交付した額を差し引いた額
職業訓練事業費	平成24年度	6,715	職業訓練事業費	平成24年度	7,765
とっとり発ベンチャー企業創出・育成総合支援事業補助	平成24年度から平成25年度まで	補助金総額35,000千円を限度として、平成23年度に交付決定した額から平成23年度に交付した額を差し引いた額	とっとり発ベンチャー企業創出・育成総合支援事業補助	平成24年度から平成25年度まで	補助金総額60,000千円を限度として、平成23年度に交付決定した額から平成23年度に交付した額を差し引いた額

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道施設費 災害復旧費	千円 15,000				千円 18,000			
建設災害復旧費	994,000				2,205,000			
直轄災害復旧費	184,000				520,000			
中小家畜試験場費	0				27,000	証書借入れ 又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、以後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
河川総務費	0				173,000	同上	同上	同上

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。